

第2回安全・維持管理部会、第15回港湾分科会における主な指摘事項と対応

【第2回安全・維持管理部会】

	指摘事項	対応
第2回安全・維持管理部会	技術基準への適合性の確認について、事業者である国が、自ら評価者となることの妥当性を整理すべき。	国有港湾施設については、性能評価者である国の機関が事業執行者である国の機関の整備する施設の性能評価を行い、国土交通大臣が認定する形になるが、このような評価・認定を行う者と評価・認定を受ける者がともに人格を異とする国の機関であることは、他の法令にも見ることができる。
	維持管理にあたっては、新技術を積極的に活用すべき。	新技術を積極的に活用した維持管理を推進する旨を記述。 【中間報告Ⅳ.(2)①】
	技術的合理性、費用負担上の妥当性の観点から、維持管理を国が実施することの論理を整理すべき。	国が直接管理する技術的合理性の高い新形式防波堤等については国が維持管理すべきと整理。また、全国的、広域的な港湾施設で整備時に国が応分の負担を行い、全国ネットワークの維持上国が直接維持管理する必要のある施設は、維持管理費についても国の負担の下に国が維持管理すると整理 《資料3-5, 6, 7参照》
	港湾ユーザーと協働できる維持管理システムの構築を考えるべき。	港湾ユーザーに対して、日常的に施設を利用する観点からの維持管理業務への参画を求めるとともに、市民団体等に対しても日常的・一般的な維持管理業務の一部を委託することを検討する旨を追加記述。 【中間報告Ⅲ.(2)④、Ⅳ.(2)③】
	予防保全型維持管理においては、ライフサイクル、投資の優先度を決定するメカニズムを明らかにすべき。	ライフサイクルは、港湾施設の事業計画及び事業評価が想定する機能発揮の期間に基づき定め、維持管理計画の実施に合わせて随時見直す。また、港湾計画及び利用実態などを勘案して定めた港湾内における施設の重要度と老朽度等の維持修繕の緊急性を重ね合わせて、大規模修繕や更新投資の優先度を決定する。 《資料3-4参照》

耐用年数50年に縛られないライフサイクルの考え方も導入すべき。	ライフサイクルは、港湾施設の機能発揮の期間に基づくものであり、また、随時見直されるところから、耐用年数には縛られないものと理解される。
維持管理の第三者機関については、実際の運用を考えた枠組みを整理すべき。	国と港湾管理者の調停にあたる第三者機関は、地方自治法が規定する国と地方の係争処理委員会の設置と重複するため、地方港湾審議会等の場を活用して、港湾の一元経営の保持や財政負担の妥当性等に関して、意見を聴取する方式としたい。 【中間報告Ⅳ. (2) ①】
川崎港の防災緑地など広域的に裨益する港湾施設は、他にも整備した方がよい。	川崎港の基幹的広域防災緑地が国管理の下で効率的、効果的な維持管理がなされれば、阪神港等の大都市を直背後に有する他の広域港湾地域においても、将来、基幹的広域防災緑地の整備が検討されるものと期待している。
環境面での順応的管理における国の役割は重要。	港湾区域の範囲を超え、一般海面を含む広域的な広がりを持つ干潟、藻場等の再生や、海域環境改善等の順応的管理は個々の港湾管理者の行政権能の範囲を超えるため、国の果たす役割が重要と認識し、中間報告にも反映させていただきたい。 【中間報告Ⅲ. (2) ④】

【第15回港湾分科会】

	指摘事項	対応
第15回港湾分科会	<p>財政事情の厳しい国や港湾管理者が維持管理に投資するためには、プライオリティ付けが必要。</p> <p>総合的な維持管理における経済性評価は必要だと思うが、評価すべき範囲と、評価しない範囲を明確にすべき。</p>	<p>港湾計画及び利用実態などを勘案して定めた港湾内における施設の重要度と老朽度等の維持修繕の緊急性を重ね合わせて、大規模修繕や更新投資の優先度を決定する。《資料3-4参照》</p> <p>港湾施設の維持管理に当たっては、機能が陳腐化し、その後用途転換等を図る施設を除いた上で、施設の重要度と老朽度等の維持修繕の緊急性を重ね合わせて、修繕や更新投資の優先度を決定する旨を記述。</p> <p>【中間報告Ⅳ. (2) ①】《資料3-4, 5参照》</p>

<p>既に整備済みの港湾施設についても、陥没事故などを未然に防ぐ維持管理体制を検討すべき。</p>	<p>国有港湾施設については、既存ストックも含めて全て国が率先して維持管理計画を策定し、ライフサイクルマネジメントの実施を推進する。また、港湾管理者の補助施設については、性能規定化された技術基準の下で今後整備する施設については維持管理計画策定を義務化する等を明確化。</p> <p>また、維持管理に関する港湾ユーザーの活用についても記述。</p> <p>【中間報告Ⅲ. (2) ②, ④、Ⅳ. (2) ②, ③】</p>
<p>主要な施策の「3. その他の環境整備」の具体的内容を記載すべき。</p>	<p>国の支援体制の整備、施設保有の見直し、総合的な維持管理の促進の3項目に分けて、それぞれの中身を詳述することとした。</p>
<p>港湾管理者の不適切な維持管理の状況を公表するのであれば、補修するための財源の手当を検討すべき。</p>	<p>維持管理の財源確保に向けて入港料、港湾環境整備負担金等の徴収のあり方を見直す必要がある旨を追加記述。</p> <p>【中間報告Ⅲ. (2) ②、Ⅳ. (2) ①】</p>
<p>港湾周辺の海岸の決壊や海岸の砂による埋没への対応等、港湾施設の周辺も含めた総合的な空間管理が重要。</p>	<p>海岸保全施設の整備、維持管理など関連する事業制度と連携して総合的な港湾空間の維持管理を促進していく旨の記述を追加。</p> <p>また、総合的かつ適切に港湾空間を管理するために、臨港地区等における船舶及び自動車等の放置を禁止する等の対策を検討する。</p> <p>【中間報告Ⅳ. (5)】</p>
<p>干潟の再生は重要な施策であり、具体的な記述を行うべき。</p>	<p>港湾区域内における干潟再生だけでなく、一般海面における浚渫土砂を有効活用するための干潟や浅場の造成も含め、自然的環境の整備・保全・維持管理に必要な技術基準、順応的管理マニュアル及びモニタリング体制を検討する。</p> <p>【中間報告Ⅱ. (5) ④】</p>
<p>物流からアメニティへと港湾利用者のニーズが変化していることから、港湾の性能として、こうした新たなニーズも考慮すべき。</p>	<p>性能評価は安全性を中心に考えているが、必要に応じてアメニティの要素も考慮する旨を中間報告に反映。</p> <p>【中間報告Ⅲ. (2)】</p>
<p>主要な施策の3. ②の人材と技能の育成においては、市民や NGO の活用も考慮すべき。</p>	<p>市民団体等に対しても日常的・一般的な維持管理業務の一部を委託することを検討する旨を追加記述。【中間報告Ⅲ. (2) ④、Ⅳ. (2) ③】</p>